

申込不要！ 期間限定 eラーニング配信

労務トラブル対策セミナー

社労士会労働紛争解決センター東京のあっせん手続関与が広がるなか、「どう主張し・証拠を組み立てるか」は社労士実務の重要な課題のひとつとなってきています。

本セミナーでは、雇止め等の典型事例を通じて、あっせんから司法の場を見据えた紛争対応の流れや、申立書・答弁書など書面作成のポイント、和解に向けた整理の仕方を具体的に解説します。今後、個別紛争対応の実践的なノウハウが身につくことを目指した内容となっておりますので、ご興味のある方は、ぜひご参加ください。

eラーニング
配信期間

令和8年3月16日(月)～令和8年5月8日(金)

受講料

無料 (申込不要)

受講対象

東京会会員

講師



講師:奥村剛弁護士

弁護士の奥村剛です。日本橋浜町法律事務所の代表弁護士として、労務管理・労使紛争を中心に、債権回収や法人破産など中小企業の紛争対応に携わっています。平成21年の弁護士登録以来、解雇・雇止め、未払残業代、ハラスメント等の事件について、交渉、あっせん、労働審判、民事訴訟など多様な手続で主に使用者側を代理してきました。裁判所での紛争解決に加え、労働局・労働委員会等のADR機関におけるあっせんにも関与し、令和6年度からは社労士会労働紛争解決センター東京の助言弁護士として、申立て受理や和解契約書の内容について助言を行っています。

講師



講師:松本遥弁護士

弁護士の松本遥です。モットーは「やらない後悔より、やった後悔」。地域づくり活動に携わる中で弁護士を志し、事務員として働きながら7度目の挑戦で司法試験を突破しました。この道のりで培った忍耐強さが私の持ち味です。司法修習中には、心理カウンセラー資格の取得や手話の勉強に挑戦するなど、興味があることには迷わず飛び込む性格でもあります。時間があるときは、ベランダ菜園、ピラティス、ヨガ等を楽しんでいます。弁護士だからと身構えずに、まずは気軽にお話しただけのような「親しみやすさ」を大切にし、皆様のお悩みにじっくり向き合っていきたいです。

東京都社会保険労務士会ホームページ会員サイトが新しくなりました！
eラーニングシステム「アクセスバナー」のご案内

会員サイトから直接eラーニングサイトに入ることができます。



ご受講前にご確認ください

研修会受講規約: https://www.tokyosr.jp/rules_kensyu

オンライン研修受講規約: https://www.tokyosr.jp/rules_online_kensyu

※受講に際しては、東京都社会保険労務士会「研修会受講規約」及び「オンライン研修受講規約」に同意の上ご視聴ください。

【受講にあたっての注意事項】

- 東京会が提供する研修会(研修会で提供する資料、映像、音声、文字等を含む)に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、東京会または正当な権利を有する権利者に帰属するものです。受講者は、研修会受講規約(以下「規約」)で定められた限度で利用することができます。これを超えて複製、販売、貸与、公衆送信(送信可能化を含む)、上映、改変、翻案その他の方法により利用することを一切禁止します。
- 受講者は、規約または法令に反して、東京会もしくは講師またはその他の第三者に対し損害を与えた場合には、一切の損害(弁護士費用を含む)を請求します。
- 受講者は、研修会の利用に関連して、動画データの第三者への公開、写真撮影、録音、録画、その他二次利用等を禁止します。禁止事項が確認された場合、催告なしに受講中止の措置を取らせていただきます。
- 東京会が提供する研修会の内容に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性、目的適合性、満足性等については、いかなる保証も行いません。
- オンライン研修を受講するために必要な機器類(利用端末を含む)、ソフトウェアおよびIP通信網の利用に必要な契約の締結等、各種の準備行為およびそれらの維持管理は、受講者自らの負担と責任において行うものとし、東京会はこれに一切関与しません。
- 受講環境が整わない等、何らかの理由により受講ができない場合においても、代替対応は行いません。
- やむを得ない事情または講師の都合により、講義日程の全部または一部が変更もしくは中止となる場合がございますので、予めご了承ください。その場合、事前にご案内する予定です。
- eラーニング受講は必ず公開(配信)期間内に視聴をお済ませください。後日の公開要請には対応いたしませんので、予めご了承ください。

▶▶ お問い合わせ先: 東京会事務局・研修担当 kensyu@tokyosr.jp ◀◀

お問い合わせはメールにてお願いいたします。回答までに2~3営業日かかる場合がございます。予めご了承ください。
なお、PCの通信環境や基本操作方法等のサポートについては対応致しかねます。
お問い合わせいただく際には、必ずメール本文に「登録番号」、「研修名(労務トラブル対策セミナー)」を明記いただきますようお願いいたします。